

令和2年あきる野市農業委員会 7月総会議事録

令和2年7月27日（月）午後1時30分、令和2年あきる野市農業委員会7月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・小川金二・兵頭勲・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第3号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第4号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第5号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 第6号議案 | 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和2年あきる野市農業委員会7月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。新型コロナウイルスが一時収束するかと思われ、緊急事態宣言も解除されたのですが、特に東京都においてはまたかなり感染者が増えてまいりまして、あきる野市においても、先月今月と皆さん久しぶりに農業委員会総会に全員揃っていただいたのですが、またどのような状況になるか分かりません。皆さまも体に気を付けていただきまして、お仕事に励んでいただきたいと思います。また梅雨が思ったより長引いております、しかも今年の梅雨は雨が多い、ほとんど雨が降らない日はないぐらい、陽が出ない。そして雑草が生えたりというだけではなくて、作物も病気が出てくるんじゃないかと思えます。うちでも少し病気が出たんですが、なかなか間がある時に用事ができてしまって消毒等ができないのですが、天気予報によりますとまだ梅雨が来月までずれ込むようなことを言っていますので、皆さまも農作物の管理等、また体調にも気を付けていただきまして、お過ごしいただきたいと思います。本日は案件がかなり多いので、皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに審議が進みますように、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。本日の署名委員は谷澤職務代理と小川委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員5名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受21について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和2年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受21 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の田中英雄委員、説明願います。

(田中英雄委員) はい。それではご説明いたします。去る7月20日、事務局と現地を見てまいりました。場所は地図の8ページをご覧ください。お分かりになるかと思えます。

(現地案内図 説明)

非常にきれいに整地されておまして、特に問題はないと思えます。この更に南にあります

●●●の所までずっと同じ所有者の畑なのですが、そのうちの3分の1ぐらいの1筆を売却するということで申請のあった案件です。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中英雄委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受21について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして収受22について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受22 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の栗原晋二委員、説明願います。

(栗原晋二委員) はい。収受22ですが、地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの畑はこの間、申請をしましてと言って、1ヶ月ほど前に耕運機でさ一っとうなって、きれいな畑になったのですが、また2、3日前に草を刈ったみたいです。そして、秋口の作物から作付けをすると、このような話です。問題はないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原晋二委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、収受22について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして収受26について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受26 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明します。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず○○○-○ですが、地図上は横に長い土地になっていますが、実際はこの中は3ヶ所ぐらいに分かれておりまして、その中の1ヶ所を○さんが買い取るということです。ちょうど斜向かいに○さんの田んぼがあります。そして、△△△ですが、こちらも今まで不耕作だったので、合わせて耕作していただければきれいになって良いかと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(坂本委員) あの、〇〇〇－〇なのですが、地図では細長くなっていますが、現況はこうではない？
(嶋崎委員) 現況はこうなっていません。田んぼは3ヶ所ぐらいに分かれています。地図がなぜこのようになっているのか・・・

(事務局次長) 地図のシステム上、こちらの部分が、〇〇〇－□から〇〇〇－△△までが全部まともな形で描かれていて、〇〇〇－〇の場所の確定ができなかったものですから、どうしてもこのような表記になってしまったのですが、この部分の中の一部ということでご判断いただければと思います。

(坂本委員) そうすると、この細長い部分の中のどこか一部分が〇〇〇－〇だよ、と。

(事務局次長) そうです。地図のシステム上、場所の確定がどうしてもできなくて、今回はこういった形で印を付けさせていただいて、この中的一部分ということで、ご説明をいただいた形になります。

(小川委員) 営農拡大ということですが、今回こちらを所有権移転する目的と言うか、営農拡大なのか、自分の田んぼが近いから一緒に作りたいという形なのですか？

(事務局次長) 今回は営農拡大と言うより規模拡大になりまして、販売しているとかではなくて、あくまでご自身のやっている範囲を大きくしていくということになっています。□□さんがなかなかできていないという状況の中で、〇〇さんが自分の敷地の続きということで、大きくやっていきたいと申請があった形なので、営農するという形ではないです。

(小川委員) 農地を使いやすくするという感じで？

(事務局次長) そうですね。自分の敷地の続きでもありますし、うまく使えるようにということでお話がまとまったようです。

(嶋崎委員) あとは、田んぼの手持ちが少ないんですよ。●畝ぐらいしかないものですから、●●歩ちょっとはほしい。自分で自給していくために。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受26について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして収受28について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受28 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の栗原晋二委員、説明願います。

(栗原晋二委員) はい。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現状はキウイフルーツが2本入っていて、前の方を少し、ガーデニングをしたかなというようなのですが、畑だから農地として使うということで申し出があって、今回このように上がってまいりました。20日に事務局と現地調査に行き、昨日ちょっとまた畑の隣の家に寄って来たのですが、とにかく手を加え始めたというようなことで、雑草が生えているとかではないので

すが、自分の畑としてしっかり管理をしますからと、こういう申請の元にこのような案件になっています。皆様のご検討をよろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原晋二委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(田中英雄委員) あの、譲受人と譲渡人が同じですが、これは持分の2分の1を譲り受けるということで良いのでしょうか？

(事務局次長) はい。こちらは今、現状は〇〇さんと□□さんが2人で2分の1ずつ、2人で共有で持っているのですが、その□□さんの分を〇〇さんの方に寄せて、〇〇さんお一人の所有にするという形になります。なので、今、田中英雄委員がおっしゃった通り、持分を移転するという形になります。

(田中英雄委員) そういう意味ね。はい、分かりました。

(笹本委員) あの、持分が2分の1ずつなのですが、現在はどちらの方が耕作をしているのでしょうか？

(事務局次長) こちらは譲受人の〇〇さんのお姉さんが、以前からこの場所を一部ガーデニングのような形で、かつ、キウイやアケビ、ビワを植えて使っていたのですが、〇〇さんが全部引き受けてしっかりとした農地にしていくということで、申請が上がっております。

(笹本委員) では、キウイなどがあるということですが、それは□□さんが栽培していた訳ではないのですか？

(事務局次長) そうですね。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、収受28について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして第2号議案、経由1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和2年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。事務局と一緒に7月21日に現地調査を行いました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは住宅の樹木という感じで何本か木が残ってしまっていて、あとは全部きれいに除草されています。あと、〇〇さんは●●●●さんの次女の旦那さんで、住宅を建てるということで、詳しくは事務局からお願いします。

(議長) では、転用理由をお願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、経由1の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして経由2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・経由2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明させていただきます。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この付近は過去にはほとんど栗畑で、現在はほとんどの畑の栗が古木になって、半分倒れたり枯れたり、そんな状態でございます。この〇〇番も同様で今まで草は1年に1回か2回刈ってありまして、ほとんど古木になっておりまして、これを本人が本人の経営会社の方へ資材置場として貸すという形です。以上です。

(議長) では、転用理由の説明を、お願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(谷澤職務代理) あの、ちょっとお聞きしたいのですが、これは同じ人ということで、例えばですが、会社が倒産したということになった時に、転用しているからもうそのまま、そういう使い道しかない、畑には戻らないという状況なのでしょうか?

(事務局次長) はい。資材置場にした時点で地目の登記を変えてしまうので、雑種地という形になるかと思えます。万が一、会社が倒産してしまったとなると、まず優先的に資材置場として貸し出すとかそういった形になりますし、ご本人が農地として戻すということであれば、戻す可能性もあると思えます。ただ、貸し出したりすることはできるようになってしまいます。

(谷澤職務代理) 建物は?

(事務局次長) 建物は基本的には建たないです。あくまで雑種地としての利用になるので。ただ、数年後、雑種地だから売買もできてしまうので、住宅になってしまう可能性が否定できるものではないです。

(谷澤職務代理) 同じ人だから・・・計画的にやる人もいるのかな、って・・・

(事務局次長) そこを言われてしまうと、ちょっと厳しいところもあるのですが、あくまで現況を東京都と確認した中で、現在の資材置場では明らかに足りなくなるだろうということで、許可の要件は満たしている形です。なんとも言いがたいところではありますが、そういった形になります。

(嶋崎委員) 1つ、質問いいですか？この辺、実際にはね、もともと結構こういう資材置場が多くて、こうやってどんどん、今更断れない訳ですよ？現実には。あっちもこっちもなっちゃって。どうなんですかね？いちいち許可してやっている、とは言うものの・・・

(事務局次長) ここは農地種別がその他2種ということで、原則許可はしないという場所になるのですが、ただ、他に探したけど場所がないとか、代替性がない場合であれば転用は仕方ない、それなりの理由があれば仕方ないというエリアに入っていますので、そこは法律に乗っ取った形での手続きであれば、やむなしなのかなと思っております。

(嶋崎委員) 分かりました。

(笹本委員) いいですか？今、事務局の方から話がありましたが、もしその土地を借りる人がいなくなった場合には、地主の意向で畑に戻せるようなお話があったような気がするのですが、それは間違いないですか？

(事務局次長) はい。

(笹本委員) それは、その場所が、その1種とか2種というのが、関係しているのですか？

(事務局次長) 畑に戻すこと自体は、特段、農地種別というのは関係がないので。

(笹本委員) 雑種地の課税が畑になる、ということですか？現況課税になる？

(事務局次長) 現況課税で、一応、介在畑という形で、畑の中でも農地転用が出ている畑ということで、通常の畑より高い課税になります。

(事務局次長) 宅地介在畑という、ほとんど宅地並課税とほぼ同等になります。

(笹本委員) あの、話がちょっと飛んじゃいますが、転用をかけた場合に、その転用の所に分家住宅は建つのでしょうか？

(事務局次長) 分家住宅だったら、もしかしたら建つかも知れないです。普通の建物は基本的に既存住宅がとれてないと建たないので、昭和46年の線引きより前から家があれば、建つかも知れないんですけど、その後の転用に関しては分家住宅としか、開発許可が下りないと思います。

(事務局次長) 今回の経由1についても、分家住宅という形での申請になっています。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経由2の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして経由3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・経由3 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。7月21日に事務局の金子さんと橋爪さんと現地調査に行っていました。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは●●●の中でも一番端の方で、地図の上方は●●とあって、●●●でも栗とか古木があるような畑が広がっている、その入口のヶ所にも当たるような場所になっています。当該地の上に〇〇さんという家がありますが、こちらが元々の家があった場所で、転用後に新しく建てる場所となります。〇〇さんは今回出ている2つのちょっと細長い、形が変わった畑で、他には畑はないということなんですけど、長女夫婦さんが介護ということもあって、二世帯住宅をここに建築したいということで、今回の議案が上がっております。二世帯住宅で大きくなり、建坪率も大きくなるということで、要件が足りなくなってしまったのですが、今回の農地を転用することでクリアできるとのことです。面積的にも細かな畑で用途もなさそうであり、宅地として転用というのは仕方ないのかなと思いました。以上です。

(議長) では次に、転用理由を、願います。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。以上になります。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(宮崎委員) この細長いのは、もともとこういう形で区切られていたのですか？

(事務局次長) いつからというのは分からないのですが、この形で残っていたと。公図上も、登記簿上も畑という地目で残っている形になります。

(宮崎委員) つい最近このようにしたのではなくて？

(事務局次長) ではないです。

(嶋崎委員) 要するに、△△さん姉弟が親の介護のために・・・？

(事務局次長) いや、姉弟ではなく、お嬢さんご夫婦・・・旦那さんの方が●●となっているのですが、事情がございまして、仕事を転職しまして、今、●●●●●●に通っているということで●●という表記になっています。分家ということで、ご両親も含めた2世帯の立て替えということになっております。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、経路3の農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認める意見を付して、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することにいたします。続きまして第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和2年7月27日

提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。同じく7月21日に事務局と現地調査に行ってきた。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は果樹園になっていまして、下草は全部きれいに刈ってありまして、青シソだけは自分で食べるということで、元気に育っていました。前は鉄骨なんかあったんですけど、今回はきれいになっていました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の栗原剛委員、説明願います。

(栗原剛委員) はい。では地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらの2筆の畑の東側に私の畑がございまして、現地はほぼ毎日見ているものですから、特段事務局との現地調査はせずに自分で確認をしました。たまたま19日の日曜日、晴れた日に、〇〇さんが作業されていたので、お話をさせていただいたりしたので、19日に現地確認をしたということにしておいてください。ここは元々梅畑だったのですが、プラムボックスの関係で全ての梅が伐採抜根されてしましまして、現状はいわゆる普通の畑の状態になっています。ここは1枚の畑として実際には使われているのですが、今年が一番道路に近い一部分でトウモロコシがちょっと作ってありまして、それ以外の場所は今は耕作物は作られていないのですが、去年などはほぼ全面使ってソバを作ったりとかされていました。19日に〇〇さんにもお話を聞いたのですが、ゆくゆくはまた梅を植えたいというようなお話をされていました。今年はこの天気の関係とかもあるので、若干草が多めという形にはなっておりますけれども、その19日の日も草刈りとかをされておりまして、主に息子さんが仕事の合間合間に来て、作業をちょこちょこやられているのは私も見ていますので、農地の方は管理されていると思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原剛委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第3号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。地図は16ページをご覧ください。7月20日に事務局と現地確認に行つてまいりました。

(現地案内図 説明)

こちらは栗が植わっているのですが、下草はきれいに刈ってありまして、何ら問題ないと思います。この栗畑の一部に蜂の巣箱が10箱ぐらいいかな、置いてあったのですが、それがあつたので下草もきれいに管理されているのかなと感じました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、5ページ目をご覧ください。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和2年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、番号1について、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

7月21日に事務局と現地を見てまいりました。現地のすぐ上に〇〇〇番地、〇〇〇〇とありますが、ご自宅の真ん前の畑なんですね。それでここだけをやってみたいなんです。〇〇△△さんという方がお父さんなんですけど、6年前に亡くなられているということで、近隣の方にお聞きしてまいりました。そんなに広い面積ではないのですが、今でもきれいになっております。〇〇△△さんがぼつたらぼつたら作っていたよという話を伺っています。家庭菜園程度だと思いますが、そんな状況でございました。特に問題ないかと思います。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございます

か?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇△△さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、番号2について、担当の坂本委員、説明願います。

(坂本委員) はい。21日に事務局と現地確認をしまいりました。地図は18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは前、〇〇□□さんが相続税納税猶予をかけておりまして、以前から度々確認には行ったりして、相続人の〇〇〇〇さんはこの畑のすぐ南側に自宅がありまして、大きな栗が植わっているのですが、その下に夏野菜、スイカ、トマト、キュウリ等、いろいろな野菜をきれいに作っております。現状はきれいな農地になっておりますけれども、後々のためにここで生産緑地を外しておきたいんだということでございます。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と坂本委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号2について、〇〇□□さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第5号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書の6ページ目をご覧ください。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和2年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第5号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明させていただきます。去る21日に事務局2名と計3名で現地調査に行つてまいりました。地図は19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては非耕作地でありまして、だいたい腰ぐらいまで草が茂っております。なぜかと言うと、地主の他に別に借り主がいて、その方から地主に返ってきてしまったということで、非耕作地になっておりました。地主さんも困って、役所の方に誰か作ってくれる人はい

ないかと、それでたまたま〇〇さんもまだ規模拡大しなきゃいけないという事情もありまして、ちょうど合致しましてこのような話になりました。〇〇さんは精力的に新規就農者で頑張っておられますし、何ら問題ないと思いますが、ご審議の程、よろしく申し上げます。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして第6号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書7ページをご覧ください。第6号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和2年7月27日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第6号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。地図は20ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらについては、7月21日に事務局と現地調査に行っておりまして。現地はトウモロコシや菜っ葉などが植えられており、畑として利用されております。特に農地として問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第6号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは21ページをご覧ください。現地確認は20日に行っておりまして。

(現地案内図 説明)

畑の入口は南側で、畑の右下に大きくカーブした道がありますけれども、この道がすごい坂道

で狭くて車も入れないような道であります。現地は栗がメインに植わっているのですが、サトイモ、トウモロコシ、カボチャ等々、植わっていて、畑として管理してありました。ただ、夏ですので、草の伸びも早いので、草が多少目立ったのですが、その他は問題ないと思われま
以上です。

(議長) ただいま、事務局と谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい
ますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地であ
る旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして番号3について、
事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第6号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の兵頭委員、説明願います。

(兵頭委員) はい。7月22日、事務局と現地確認を行いました。

(現地案内図 説明)

メインはトウモロコシが植わっておりまして、畑はきれいに使われておりました。トウモロコ
シ以外にも、アジサイとカンナと思われる木が植わっておりました。問題は特にないと思いま
す。以上です。

(議長) ただいま、事務局と兵頭委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ござい
ますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号3について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地であ
る旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして番号4について、
事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第6号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の宮崎委員、説明願います。

(宮崎委員) はい。説明します。地図は23ページをご覧ください。7月20日に事務局の金子さ
んと現地を確認に行きました。

(現地案内図 説明)

△△△番〇〇と書いてある所が申請者の〇〇さんの自宅であります。自宅に隣り合った畑にな
ります。この畑ではハウスが2棟、2間半の10メートルのが2棟建っておりまして、中でミ
ニトマトとピーマンが栽培されています。その他に苗もここで作っていたのかな、というよう
な痕跡が見られます。全般的に雑然とした状況になっていまして、もうちょっと頑張れば良い

のになと思うような感じで、ハウスの周囲の草が少し伸びていました。そこで、本人に注意してどうなるか様子を見てみましょうということで、後日改めてその現場を見に行ったところ、その注意に忠実に従いまして、本人が草を刈ったようでした。今回の季節的な、気象的なところで、天候の関係で草も勢いよく伸びたのかなと思うのですが、注意に対して対応したというところで、なおかつ、実際に生産をされていて、そのピーマンもファーマーズにも出荷をされていますので、今回の申請については承認をしていいのではないかと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と宮崎委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号4について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第6号議案・番号5 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、引田分について、担当の橋本和夫委員、説明願います。

(橋本和夫委員) はい。説明いたします。地図は24ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

自宅の裏側にある畑で、現状は栗畑になっておりまして、その間にトマトが。非常に石の多い畑で、よくできているなというほどのトマトがなっていました。当日も多分秋間さんだと思うのですが、石を拾って整備していましたので、きれいにしていましたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願います。

(議長) 続きまして、山田分について、担当の谷澤職務代理、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは、引き続き24ページをご覧ください。現地確認は20日に事務局と行ってまいりました。

(現地案内図 説明)

地図にあるとおり三角形に近いような畑でございまして、そこにはスイカ、キュウリ、ジャガイモ、ナス、カボチャ等々、きれいに管理されておりました。この畑自体ですと●●●㎡というところで、生産緑地の要件に当てはまらないのですが、○○○-○の北側、白い空白になっている所、こちらも生産緑地となっているのですが、こちらとの一団という形になります。何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と橋本和夫委員、谷澤職務代理より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号5について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして番号6について、

事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第6号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員) はい。番号6についてご報告します。現地調査につきましては、7月19日に事務局の金子さんと確認してまいりました。地図は25ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

自宅の南にある約●畝ほどの畑でございます。現在はそこにハウスが2棟建っておりまして、中にはトマトが植えてあります。その間にキュウリが10本程度植えてありまして、ハウス2棟の余った場所にはナスが植えてあります。現在のところは問題なくいってると思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と田中正治委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(谷澤職務代理) あの、〇〇〇さんのことは皆さん知っていると思うのですが、あの、生産緑地を指定するというので、これから要は30年ということになるじゃないですか……。今後もやっていっていただけるということで、よろしいのでしょうか？

(事務局次長) 今、息子さんが大分お手伝いをしているようで、その辺は田中正治委員もご存じだと思うのですが、息子さんもこの後一生懸命やるということで、話を聞いております。情報としては以上です。

(谷澤職務代理) あの、仮にこれで指定されたとして、まあ変な話、次の日に亡くなっちゃったということになった時にも、それは今度相続した人間が主たる従事者証明を出せと言うことになったら、それは出さなくてはいけないということですよ？

(事務局次長) 出さなくてははいけません。

(議長) 他に何かご質問ございますか？・・・よろしいですか？

それでは、ないようですので、番号6について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、その旨回答することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局よりお願いします。

(事務局) はい。それでは、お手元でございます、令和2年あきる野市農業委員会7月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、8月25日、火曜日、午後1時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時54分